

<有効活用方針における市民会議の意見及び方針における反映状況>

■反映状況の分類：「反映済み」、「趣旨を反映」、「趣旨の一部を反映」、「反映しない」、「参考意見」

| No. | 意見の概要 | 意見への対応 | 反映状況 |
|---------------------|--|---|----------|
| 【利便性の向上について】 | | | |
| 1 | 施設の種類ごとに窓口が異なり、利用するときに1つひとつ調べなければならない。 | 利用目的別に全ての施設を一覧できる案内「施設一覧」を作成します。 | 反映済 |
| 2 | 稼働率向上のためにも、空き状況が一覧できるシステムが望まれる。 | 体育施設、公民館、集会室については、既に公共施設予約システムが導入されていますので、施設の空き状況を確認することが可能になっています。 導入施設の拡大については、費用対効果を考慮しながら検討していきます。 | 反映済 |
| 3 | 市内の民間施設を使えるよう、行政は積極的に調査・交渉を行うこと。 | 今回の方針では新たな民間施設の活用については言及していませんが、現在利用できる民間施設については「施設一覧」の中に含め、利用の促進を図ることとしています。 | 反映しない |
| 4 | 「営利」活動に該当するかどうかの判断基準 ある程度の基準は必要だが、最終的には金額だけによらず、「目的が営利か」どうかを1件ごとに判断すべき。 会費が有料で継続的な活動の場合は「私塾」に該当。 継続性ではなく、会費の額の多寡で判断する。 講師に払う謝金の内容で判断する。（必要経費だけなら私塾に該当しない） サークルの運営形態で判断する。（会員が自ら講師を探し、依頼するなど主体性があれば私塾に該当しない） サークルの活動目的で判断する。（そもそも営利を目的としていない団体は私塾に該当しない） 問題がありそうなサークルについては、市民によって構成される会などが個別に判定する。 | 多様な活動形態があるものを画一的な基準によって「営利」か「非営利」に選別することは現実的には難しく、基準を必要以上に厳格にしてしまうと、多様な市民活動を制限するおそれもあります。しかし、利用者に混乱や不信感を与えないためには、市としての一定の基準を示すことも重要と認識しています。そこで、営利と判断される事例集などをまとめ、窓口で示せるようにします。 | 参考意見 |
| 5 | 利用申込は公平性、均等性の原則に基づく方法を検討すべき。 | 体育施設、公民館、集会室については、既に公共施設予約システムが導入されているため、自宅のパソコンや携帯電話からの申込みも可能です。 | 反映済 |
| 6 | 窓口受付の先着順では申込みに行けない人もいます。特定の団体だけが有利とならないようにするためには電話申込も可能にして抽選が望ましい。 | システムが導入されていない施設については、電話予約を可能にするとともに、予約システムの導入拡大について検討を行います。 | |
| 7 | 公民館を拠点に活動しているサークルにとっては、申込方法が一般の団体と同じになってしまうと、定期的な活動の継続性が保てなくなるおそれがある。 | 公民館分館の定期使用団体については、従来どおり一般団体よりも優先的な申込を維持します。 | 参考意見 |
| 8 | 部屋が空いている場合は当日の申込みも可能にすべき。（公民館） | 当日受付については従来からの課題として認識していますが、当日申請を可能にするためには職員体制の見直しなども必要となるため、今後も引き続き検討していきます。 | 参考意見 |
| 9 | 利用者や専門家の意見を聞く。 | 今後は利用者アンケートを実施し、サービスの向上や利便性の向上を図ります。 | 趣旨の一部を反映 |

| No. | 意見の概要 | 意見への対応 | 反映状況 |
|------------------------|---|--|----------|
| 10 | 住所要件をつける場合には「在勤・在学・在住」に「子どもが在学する親」を加えることも必要。 | 半数以上が市民であれば「市民団体」となります。また、“市外”の人でも利用できる施設もあり、窓口における確認作業の難しさを考えた場合、現状の扱いのままが適切と考えます。 | 反映しない |
| 11 | 高校生の利用制限の緩和 | | |
| | 高校生だからという理由での制限は不要。利用目的が適正かどうかで判断すればよい。 | 施設の利用実態を踏まえ、現状のまま（一部の施設では制限あり）とします。 | 参考意見 |
| | 東京都では18歳までが児童という扱いになっているので、やはり18歳未満に関しては自分で申し込むのは不可とするなど、制限は必要。 | 施設の利用実態を踏まえ、現状のまま（一部の施設では制限あり）とします。 | 参考意見 |
| | 高校生の利用促進を図るのであれば、当事者である高校生の意見を集めることが必要。 | 利用者アンケート等を通じて意見を集めます。 | 趣旨の一部を反映 |
| 【既存施設の有効活用について】 | | | |
| 12 | 施設ごとの設置目的があるとしても、施設の有効活用を図るためにはもっと積極的な提供が望まれる。 | 本来の設置目的にもとづく利用を優先にしつつ、安全面や費用面を考慮しながら、その他の利用も検討します。 | 趣旨の一部を反映 |
| 13 | 個々の施設利用状況等によって制限を緩和するなど、柔軟な運用を行うこと。（同種の施設であっても、同一の基準とする必要はない） | 同種の施設であっても一律に扱うことにこだわらず、可能な施設から適用するなど、柔軟な対応とします。 | 趣旨を反映 |
| 14 | NPOなど、地域の活性化につながるような機能を持つ団体の活動拠点とする。 | 現状として、常時・継続的に空いている部屋がないこと、貸出基準の設定が困難なこと、さらに施設の用途変更に踏み込んで考える必要があることなどの問題もあるため、今回の方針には反映されていません。 | 反映しない |
| 15 | 余裕がある施設は積極的に貸し出し、収入を確保することが望ましい。 | 上記のとおり、特定の団体の活動拠点として部屋を長期貸出することはできませんが、施設の附属設備である駐車場については、有料化などを通じて有効活用を図っていきます。 | 趣旨の一部を反映 |
| 16 | 過度のサービス提供は不要。利用率が悪い場合は閉館し、経費の節減を。 | 現状として利用が低い場合には、まず利用の促進を図ります。その上で、利用実績などをもとに、費用対効果の視点で今後の開館方法を検討します。 | 趣旨を反映 |
| 17 | 学びの場を提供するためにも、開館時間は拡大すべき。 | 開館時間等の拡大については、利用実績などをもとに、費用対効果の視点で検討を継続します。 | 参考意見 |
| 18 | 喫茶コーナーなど、付加的なサービスを提供できるようにする。 | 利用者へのサービス向上などに合致することを前提に提供を可能にします。 | 反映 |
| 19 | 学校の音楽室や陶芸窯などを使えるようにできないか | 学校施設については、セキュリティ面の課題もありますが、可能なところから利用できるようにしていきます。 | 反映 |
| 20 | 施設の有効活用を図るためにも、“お互い様”の原則に立ち、協定を締結して相互利用を進める。 | | |
| 21 | 相互利用とする場合であっても、施設の維持管理が税金でまかなわれていることを考慮し、市民を優先することも必要。（申込み時期、使用料に差をつけるなど） | 近隣市との相互利用に関しては、平成21年度の実施を目指し、検討を進めます。（改革推進プログラムNo.64） | 参考意見 |
| 22 | 施設の配置を検討する際には、近隣市の施設の相互利用を図ることも視野に入れる。 | 近隣市との相互利用の推進については検討を進めます。施設の配置に関しては、平成21年度にまとめる予定の「施設のあり方」（改革推進プランNo.56）の中で検討を行います。 | 参考意見 |